

○総務省告示第三百三十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三十一日

総務大臣 山本 早苗

第一項中「（電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動、変更又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。）」及び「（主に符号によって処理される、又は処理された情報の伝送交換をいう。）」を削る。

第一項第二号（二）中「占有周波数帯幅が八・五kHzを超え一六kHz以下」を「チャンネル間隔が二五kHz」に改め、同（二）の表空中線電力の欄中「〇・一ワット以下」の次に「。ただし、空中線が無線設備の一の筐体に収められていない場合は、一・六三七ミリワット以下であること。」を加え、同（二）を同号（三）とし、同号（一）中「占有周波数帯幅が八・五kHz以下」を「チャンネル間隔が一二・五kHz」に改め、同一の表周波数の欄中「、及びこれらの周波数」を「及びこれ」に、「、並びに」を「並びに」に、「ただし」を「この場合において」に改め、同表空中線電力の欄中「〇・一ワット以下」の次に「。ただし、空中線が無線設備の一の筐体に収められていない場合は、一・六三七ミリワット以下であること。」

」を加え、

一ワット以  
下

を

一ワット以  
下。ただし  
、空中線が  
無線設備の  
一の筐体に  
収められて  
いない場合  
は、一六・  
三七ミリワ  
ット以下で  
あること。

に改め、同(一)を同号(二)とし、同(二)の前に次のよう

に加える。

(一) チャンネル間隔が六・二五kHzのもの

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F一D、F一F 、F二D、F二 F、F七D、F 七F、G一D、 G一F、G二D 、G二F、G七 D、G七F、D 一D、D一F、 D二D、D二F 、D七D又はD 七F	四二六・〇二八一二五MHz以上四二六・ 一三四三七五MHz以下の周波数であつて 、四二六・〇二八一二五MHz及び四二六 ・〇二八一二五MHzに六・二五kHzの整数 倍を加えたもの	〇・一ワット 以下。ただし 、空中線が無 線設備の一の 筐体に収めら れていない場 合は、一・六 三七ミリワッ ト以下である こと。	単向通信方式、単信方 式又は同報通信方式
	四二九・一七八一二五MHz以上四二九・ 七三四三七五MHz以下の周波数であつて 、四二九・一七八一二五MHz及び四二九 ・一七八一二五MHzに六・二五kHzの整数 倍を加えたもの	一ワット以下 。ただし、空 中線が無線設 備の一の筐体 に収められて	

<p>四二九・八一五六二五 MHz 以上四二九・九二一八七五 MHz 以下の周波数であつて、四二九・八一五六二五 MHz 及び四二九・八一五六二五 MHz に六・二五 kHz の整数倍を加えたもの並びにこれに一九・九 MHz を加えたもの。この場合において、四二九・九二一八七五 MHz 及び四四九・八二一八七五 MHz は、周波数制御用チャネルとする。</p>	<p>いない場合は、一六・三七ミリワット以下であること</p> <p>単向通信方式、単信方式、同報通信方式、複信方式又は半複信方式</p>
<p>四四九・八四〇六二五 MHz 以上四四九・八八四三七五 MHz 以下の周波数であつて、四四九・八四〇六二五 MHz 及び四四九・八四〇六二五 MHz に六・二五 kHz の整数倍を加えたもの並びにこれに一九・六 MHz を加えたもの。この場合において、四四九・八八四三七五 MHz 及び四六九・</p>	

四八四三七五MHzは、周波数制御用チャネルとする。

第一項第五号(二)中「占有周波数帯幅が三二kHz以下」を「チャンネル間隔が五〇kHz」に改め、同(二)の表周波数の欄中「、並びにこれらの周波数」を「並びにこれ」に、「ただし」を「この場合において」に改め、同表空中線電力の欄中「一ワット以下」の次に「。ただし、空中線が無線設備の一の筐体に収められていない場合は、一六・三七ミリワット以下であること。」を加え、同(二)を同号(三)とし、同号(一)中「占有周波数帯幅が一六kHz以下」を「チャンネル間隔が二五kHz」に改め、同(一)の表周波数の欄中「、並びにこれらの周波数」を「並びにこれ」に、「ただし」を「この場合において」に改め、同表空中線電力の欄中「一ワット以下」の次に「。ただし、空中線が無線設備の一の筐体に収められていない場合は、一六・三七ミリワット以下であること。」を加え、同(二)の前に次のように加える。

(一) チャンネル間隔が一・二・五kHzのもの

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F一D、F一F	一、二二六・〇〇六二五MHz以上一、	一ワット以下	单向通信方式、単信方
、F二D、F二	二二六・九九三七五MHz以下の周波数	。ただし、空	式、同報通信方式、複

<p>F、F七D、F 七F、G一D、 G一F、G二D 、G二F、G七 D、G七F、D 一D、D一F、 D二D、D二F 、D七D又はD 七F</p>	<p>であつて、一、二一六・〇〇六二五 MHz及び一、二一六・〇〇六二五 MHzに 一二・五kHzの整数倍を加えたもの並 びにこれに三六MHzを加えたもの。こ の場合において、一、二一六・〇〇 六二五MHz、一、二一六・〇一八七五 MHz、一、二一六・五〇六二五MHz及び 一、二一六・五一八七五MHz並びにこ れらの周波数に三六MHzを加えたもの は、周波数制御用チャネルとする。</p>	<p>中線が無線設 備の一の筐体 に収められて いない場合は 、一六・三七 ミリワット以 下であること</p>	<p>信方式又は半複信方式</p>
---	---	---	-------------------

第二項中「(病院、診療所その他の医療機関又は研究機関において、生体信号の伝送を行うテレメ  
ーターをいう。)」を削る。

第四項中「(国際輸送用貨物(設備規則第四十九条の十四第五号イに規定するものをいう。))の管  
理の業務の用に供するものであつて、国際輸送用データ伝送設備(同号イに規定するものをいう。以  
下同じ。))及び国際輸送用データ制御設備(同号イに規定するものをいう。以下同じ。))との間又は

国際輸送用データ伝送設備相互間のデータ伝送をいう。」を削る。

第七項中「(聴覚障害者の補聴を援助するための音声その他の音響の伝送を行うラジオマイクをいう。)」を削る。

第八項を次のように改める。

八 無線電話用(ラジオマイクに使用するものを除く。)

1 チャンネル間隔が六・二五kHzのもの(四一三・七MHz以上四一四・一四三七五MHz以下又は四五四・〇五MHz以上四五四・一九三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F一D、F一E、 F二D、F二E、 F三E、F七W、 G一D、G一E、 G二D、G二E、 G七E、 G七W、 D	四二一・五七八一二五MHz以上四二一・八〇三一二五MHz以下の周波数であつて、四二一・五七八一二五MHz及び四二一・五七八一二五MHzに六・二五kHzの整数倍を加えたもの並びにこれに一八・四五MHzを加えたもの。この場合において、四二一・七九六八七	〇・〇一ワット以下	同報通信方式、複信方式又は半複信方式

<p>一 D、D一E、 D二D、D二E 、D三E、D七 E又はD七W</p>	<p>五MHz、四二一・八〇三一・二五MHz、四 四〇・二四六八七五MHz及び四四〇・ 二五三一・二五MHzは、周波数制御用チ ヤネルとする。</p>	<p>〇・一ワット 以下</p>	
<p>四二一・八〇九三七五MHz以上四二一 ・九〇九三七五MHz以下の周波数であ つて、四二一・八〇九三七五MHz及び 四二一・八〇九三七五MHzに六・二五 kHzの整数倍を加えたもの並びにこれ に一八・四五MHzを加えたもの</p>	<p>〇・一ワット 以下</p>	<p>単向通信方式、単信方 式又は同報通信方式</p>	
<p>四二二・〇五三一・二五MHz以上四二二 ・一九〇六二五MHz以下の周波数であ つて、四二二・〇五三一・二五MHz及び 四二二・〇五三一・二五MHzに六・二五 kHzの整数倍を加えたもの。この場合</p>	<p>〇・一ワット 以下</p>	<p>単向通信方式、単信方 式又は同報通信方式</p>	



<p>において、四二二・一八四三七五MHz及び四二二・一九〇六二五MHzは、周波数制御用チャンネルとする。</p>	<p>四二二・一九六八七五MHz以上四二二・二九六八七五MHz以下の周波数であつて、四二二・一九六八七五MHz及び四二二・一九六八七五MHzに六・二五kHzの整数倍を加えたもの</p>

2 チャンネル間隔が六・二五kHzのもの（四一三・七MHz以上四一四・一四三七五MHz以下又は四五四・〇五MHz以上四五四・一九三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及びチャンネル間隔が一・二・五kHzのもの

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F二D又はF三	四一三・七MHz以上四一四・一四三七五MHz以下の周波数であつて、四一三	〇・〇〇一ワ	同報通信方式、複信方式又は半複信方式
E	五MHz以下の周波数であつて、四一三	ット以下	

<p>、D 三 E、D 七</p> <p>D 二 D、D 二 E</p> <p>一 D、D 一 E、</p> <p>E、G 七 W、D</p> <p>、G 二 E、G 七</p> <p>G 一 E、G 二 D</p> <p>七 W、G 一 D、</p> <p>E、F 三 E、F</p> <p>、F 二 D、F 二</p> <p>F 一 D、F 一 E</p>	<p>四二一・五七五 MHz 以上四二一・八 MHz</p> <p>以下の周波数であつて、四二一・五七五 MHz 及び四二一・五七五 MHz に一・二 kHz の整数倍を加えたもの並びに</p> <p>これに一八・四五 MHz を加えたもの。</p> <p>この場合において、四二一・八 MHz 及び四四〇・二五 MHz は、周波数制御用チャンネルとする。</p> <p>四二一・八一二五 MHz 以上四二一・九一二五 MHz 以下の周波数であつて、四</p>	<p>五 kHz の整数倍を加えたもの</p> <p>○五 MHz 及び四五四・〇五 MHz に六・二</p> <p>MHz 以下の周波数であつて、四五四・</p> <p>四・〇五 MHz 以上四五四・一九三七五</p> <p>kHz の整数倍を加えたもの並びに四五</p> <p>・七 MHz 及び四一三・七 MHz に六・二五</p>
		<p>○・〇一ワツ</p> <p>ト以下</p>

E又はD七W	<p>二一・八一二五MHz及び四二一・八一 二五MHzに一二・五kHzの整数倍を加え たもの並びにこれに一八・四五MHzを 加えたもの</p>	
	<p>四二二・〇五MHz以上四二二・一八七 五MHz以下の周波数であつて、四二二 ・〇五MHz及び四二二・〇五MHzに一二 ・五kHzの整数倍を加えたもの。この 場合において、四二二・一八七五MHz は、周波数制御用チャネルとする。</p>	
	<p>四二二・二MHz以上四二二・三MHz以下 の周波数であつて、四二二・二MHz及 び四二二・二MHzに一二・五kHzの整数 倍を加えたもの</p>	<p>単向通信方式、単信方 式又は同報通信方式</p>

第九項中「（視覚障害者の歩行を援助するための情報を、音声によつて伝送する無線電話をいう。

）を削る。

第十項中「（設備規則第二十四条第十五項に規定するものをいう。）」を削る。

第十一項中「（ミリメートル波帯の周波数の電波を使用するレーダーであって、無線標定業務を行うものをいう。）」を削る。

第十二項中「（主として移動する人又は物体の状況を把握するため、それに関する情報（対象物の存在、位置、動き、大きさ等）を高精度で取得するために使用するものであって、無線標定業務を行うものをいう。）」を削る。

第十三項を次のように改める。

十三 人・動物検知通報システム用

1 占有周波数帯幅が五・八kHz以下のもの

周波数	空中線電力	備考
一四二・九三四三七五MHz以 上一四二・九八四三七五MHz 以下の周波数であって、一 四二・九三四三七五MHz及び 一四二・九三四三七五MHzに	ワット以下	単向通信方式、単信方式又は 同報通信方式

六・二五 kHz の整数倍を加えたもの並びにこれに四 MHz を加えたもの		
---------------------------------------	--	--

2 占有周波数帯幅が五・八 kHz を超え一一・六 kHz 以下のもの

周波数	空中線電力	備考
一四二・九三七五 MHz 以上一四二・九八一二五 MHz 以下の周波数であつて、一四二・九三七五 MHz 及び一四二・九三七五 MHz に六・二五 kHz の整数倍を加えたもの並びにこれに四 MHz を加えたもの	一ワット以下	単向通信方式、単信方式又は同報通信方式

3 占有周波数帯幅が一一・六 kHz を超え一七・四 kHz 以下のもの

周波数	空中線電力	備考
一四二・九四〇六二五MHz以上一四二・九七八一二五MHz以下の周波数であつて、一四二・九四〇六二五MHz及び一四二・九四〇六二五MHzに六・二五kHzの整数倍を加えたもの	ワット以下	単向通信方式、単信方式又は同報通信方式

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に受けている一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。
- 3 この告示による改正前の平成元年郵政省告示第四十二号の規定に適合する一四二・九三MHzを超え

一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備については、平成三十年八月三十一日までの間に限り、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。